

通知書の見方について

今回決定された今年度の保険料額を記載しています。

年度分（年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
生年月日		性	別
住 所			
決定年月日		決定理由	

年間保険料額

円

これからの保険料納付方法等

保険料 徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	

月	期別	保険料額（円）		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				

『仮徴収額』
年間保険料額決定前に
前もって、4月・6月・8月の
年金から天引きで納めていた
だく分です。

『本徴収額』
年間保険料額から仮徴収分を
差し引いた残りの額を、10
月・12月・2月の年金から天
引きで納めていただきます。

10月から『特別徴収』で介
護保険料を納める方は、7月・
8月・9月は『普通徴収』で保
険料を納めていただきます。
『普通徴収』の欄に記載され
ている金額は口座振替又は納
付書で納めていただきます。

今年度の介護保険料
額決定のもととなる令
和7年中の合計所得金
額や年金収入額（障害
年金や遺族年金などの
非課税年金は除く）や
市民税課税状況等を記
載しています。

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ ②×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	高齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

2月の『特別徴収』の欄に
保険料額の記載がある方は、
この額と同額が『仮徴収額』
として、翌年度4月・6月・8
月の年金から天引きされます。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

（お問合せ先）

村上市役所 税務課市民税室	TEL (0254) 75-8949 (直通)
荒川支所地域振興課市民生活室	TEL (0254) 62-3103 (直通)
神林支所地域振興課市民生活室	TEL (0254) 66-6112 (直通)
朝日支所地域振興課市民生活室	TEL (0254) 72-6885 (直通)
山北支所地域振興課市民生活室	TEL (0254) 77-3112 (直通)

お申し込みの金融機
関名や口座番号等を記
載してあります。
個人情報保護のため
下3桁を消して記載し
てあります。

「保険料段階」に記載
されている数字は、保険
料の所得段階（第1段階
から第13段階）を表して
います。

・4月、6月、8月に『特別徴収』で納めていただいた保険料額（『仮徴収額』といいます）だけで今年度の年間保険料が全額納め
終わる方は、10月以降の『特別徴収』はされません（『特別徴収』の欄の10月以降に金額の記載がない方です）。

・『特別徴収』で納めている方で厚生労働大臣などから特別徴収停止の連絡があった方（※）は、保険料の納め方が『特別徴収』から『普通
徴収』に変更となる場合があります。その場合は、『普通徴収』の欄に金額の記載がありますので、口座振替又は納付書で納めていた
だきます。
※特別徴収停止の連絡がある場合としては、受給する年金種別を変更した場合や、年金の現況届を提出していない場合、年金を担保に借り
入れしている場合などが考えられます。

8月の特別徴収額の変更について

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。仮徴収額は
原則として前年度2月特別徴収額と同額ですが、保険料改定や所得変動などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。
このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになるため、該当する方の8月・10月・12
月・翌年2月の特別徴収額ができるだけ均等になるよう、8月の徴収額を変更し平準化を図っています。